

平成26年6月25日

古賀市議会
議長 奴間 健司 様

総務常任委員会
委員長 内場 恭子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。

記

第33号議案 古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会条例の制定について

この条例制定は、第4次古賀市総合振興計画に基づき制定する古賀市自治基本条例（仮称）の内容や素案などを検討するための委員会を設置するためのものです。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 市長の諮問と、それへの答申という文言の記載の必要性については、地方自治法138条4の3項に基づき策定委員会は市の附属機関として位置づけられるため、あえて記載しなくてもよいとのこと。
2. 自治基本条例（仮称）に盛り込む事項、内容等を策定委員会で協議、検討し市長へ提言の予定とのこと。識見者とは、大学関係者、校区コミュニティや自治会、NPO、ボランティア代表などの地域活動実践者、事業者等で、人選は検討中とのこと。
3. 委員30人は、5から6グループのワークショップ形式で議論し意見をまとめるには最適の人数との判断。市民は、校区ごとに126名ずつの無作為抽出1,000人から年齢、男女別も考慮して15人を抽選で選ぶとのこと。また、起草部会を策定委員会で検討し立ち上げる予定とのこと。

委員会では、自治基本条例策定への市民の関心や意識の醸成、活発な策定委員会の活動の保障、委員数などについての審査が行われました。また、委員による自由討議を行い、市の附属機関としての位置づけや市長の諮問などを記載し、丁寧でわかりやすいものにしたほうがよかったのではとの意見、他自治体では同様のものを要綱で規定しているところもあるが、古賀市では条例とし議会に提案したことを理解するとの意見、第2条の「関すること」は範囲が広く、執行部に市民や委員会の主体性を尊重するよう求める意見、市民意識の盛り上げなどへの努

力を求める意見が出ました。

【意見】

(賛成意見)

自治基本条例は自治体の憲法とも言われ、住民自治を進めるため、多くの市民の参加や意義の理解を深める取り組み、参加しやすい運営を求め、賛成する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 34 号議案 古賀市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

この条例制定は、勤務等により外国に滞在する配偶者に職員が同行するための配偶者同行休業について必要な事項を定めようとするものです。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. この制度導入の背景は、公務において活躍が期待される職員が、配偶者の外国への転勤の際に退職することなく同行することを可能とする休業制度が国家公務員で導入されたこと及び平成 25 年 6 月の日本再興戦略閣議決定での女性の採用、登用の促進や男女の仕事と子育て等の両立支援の具体策を古賀市でも促進しようとするものであるとのこと。
2. 第 3 条の 3 項中、「これに準ずる教育施設」とは、国の例ではフランスのグランゼコールという高等教育機関で、同じような教育施設も大学と同等と認めるとのこと。
3. 休業は、職場の状況や勤務成績、代替や臨時職員で対応できるのかなど、公務運営に支障がないかどうか検討し総合的に判断するとのこと。
4. 職員の配偶者は男女に関係なくすべてが対象で、事実婚についても夫婦と同等と認められるような材料があれば対象とするとのこと。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 36 号議案 古賀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この条例改正は、国の法律施行令に基づき階級並びに勤続年数に応じ支給している消防団の退職報償金にかかる処遇改善を図るとともに、階級区分の部長を削除しようとするものです。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 消防団員の退職報償金は、粕屋地区・宗像地区と同額で、団員は 5 万 6,000 円、ほかは 5 万円の増額。差額の理由は端数の整理などをしたもの。退職報償金は個人口座に振り込みとのこと。
2. 消防団への入団促進策は、魅力ある消防団になるように、今年度、消防団協力事業所表示制度を採用し、メリットを享受できるような施策を展開していきたいとのこと。
3. 階級区分の部長をなくすことについては、現在、古賀市には部長という階級はなく、今後も設置する予定はないことから削除するとのこと。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 38 号議案 古賀市土地開発公社定款の一部を変更する定款について

この定款の改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴い文言の整理を行うなど、定款の一部を変更しようとするものです。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 定款第 16 条にキャッシュフロー計算書を加えることにより、経理処理のさらなる適正化を図ることができるとのこと。
2. 定款第 20 条の運用財産を削り、同条の 500 万円を 600 万円に改めるものは、経理基準の変更で、基本財産と運用財産があったうちの運用財産が廃止され、基本財産と合わせて処理するためであり、基本財産 500 万円に運用財産であった 100 万円を合わせ 600 万円になるとのこと。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。